

湘南港 会議室利用上の注意及び遵守事項

1. 利用目的以外の目的に施設を利用しないこと。 ※1
2. 施設予約の無断キャンセルを行わないこと。
3. 許可なく物品の販売等営利を目的とした行為を行わないこと。 ※2
4. 付属設備を会議室外に持ち出さないこと。
5. 椅子や机などを移動した場合は、元の位置に戻すこと。
6. 会議室（椅子、机を含む）はきれいに利用し、汚してしまった場合は各自で清掃をすること。また、ゴミは全て持ち帰ること。
7. 壁面への貼り紙などについては事前にフロントへ申告すること。使用後は必ずはがし、壁面を汚さないこと。また、釘等を打ち込まないこと。
8. 部屋を汚す可能性のある行為（書道やヘアーカット等）を行わないこと。
9. 危険な物品（ガソリン等を含む）や臭気を発するものなどを持ち込まないこと。
10. 火気を使用しないこと。また、特別な設備を使用しないこと。 ※3
11. ホットプレートや給湯器等、消費電力が高い器具を使用する場合は、事前にフロントへ申告すること。また、一部屋で2,000W以上電気を使用しないこと。
12. 内外の施設は全面禁煙のため、屋外であっても指定場所以外では喫煙をしないこと。
13. 騒音、怒声等を発し、または暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
14. 大音量で音を出さないこと。他の利用者から音の苦情があった場合、職員が音を止めるよう指示をすることがあります。 ※4 ※5
15. 職員の指示に従うこと。なお、遵守事項に違反した場合は、利用を停止させていただくことがあります。 ※6
16. 申請書はご利用前にフロントにてご記入いただき、前払いにて利用料金をお支払いください。
17. 当施設は避難施設として指定されているため、藤沢市地域防災計画又は法令に基づき藤沢市長から「避難準備情報」、「避難勧告」又は「避難指示」が発せられたときには、利用の制限を行う場合があります。 ※7

注

- ※1 各施設の利用範囲は、各種大会運営、会議、集会、学習会、講習会、交流会、その他これらに類するものとする。
- ※2 セーリング競技会に関連するもの又は、地域福祉との協同など、施設の目的に沿う場合や公共性を伴うと認められた場合に許可になる場合があります。
- ※3 「特別な設備」とは、主に2,000W以上電気を消費するものを指す。また、100V以外の機器及びアースが必要な機器についても利用不可とする。

- ※4 大会運営室を利用し楽器演奏や合唱などの音を出す場合は、建物の構造上区割りした部屋に音が漏れるため、原則として全面での予約、利用をすること。
- ※5 アンプ、スピーカーを通して大音量で音楽を流すことは、原則として行わないこと。
- ※6 遵守事項に例示指定していない場合でも、使用をお断りする場合や、以前許可されたケースでも施設の状況により許可条件が変更となる場合がありますので、日程的な余裕をもってフロントへお問い合わせください。
- ※7 勧告等により利用の制限を受けた場合に、利用料を既に支払っているときは、当該料金を代替日の利用料金に充当することとします。